

2

お客さまにより安心して ご発注いただくために

このたびは株式会社コットンズへの イラスト・キャラクターのご発注を ご検討いただき誠にありがとうございます。

イラストやキャラクターの制作・使用には、 著作権にまつわる様々な問題が関係してきます。 私たちは常に、トラブルが起きないようしっかり管理していますので どうぞ安心してお任せください。

そのうえで私たちは、お客さまに著作権について知っていただくことでより安心でスムーズな制作が可能になると考え、 著作権の基本をわかりやすく解説した

本冊子を作りました。

ご一読・ご理解いただければ幸いです。

Contents

01 著作権の基本

೧2 よくあるご質問 (Q&A)

03 summary

著作権とは、アートや音楽・文学などの作品など「思想または感情を創作的に表現したもの」=「著作物」を守るための権利です。

著作権は著作者にあり、著作物を利用する場合は、著作者の了解を得る必要があります。

弊社にご依頼いただくイラストやキャラクターなどに関しても、著作物を作った 人が著作権を持っていることになります。

コットンズの場合

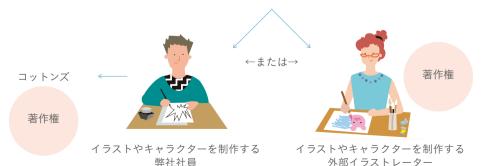


イラストやキャラクターをご発注くださったお客さま



※お客さまや私たちイラストプロデューサーなどが描いた、イラストやキャラクターを作り上げる前の草案(ラフなど完成されていないアイデア段階のもの)は、著作物には該当しません。

イラストやキャラクターの 指示を出す弊社プロデューサー



イラストやキャラクターにおける著作者の権利には、「著作(財産)権」と「著作者人格権」の2つがあります。

著作者の権利

1

「著作(財産)権」は、その名の通り、著作物を財産として守るための権利です。著作物を複製する、翻案するなど複数の権利が含まれており、著作者以外の人が著作物を利用するためには、著作者の了解を得る必要があります。 (※複数の権利は次のページをご参照ください)

また次にご説明する「著作者人格権」と違って譲渡される こともあるため、「著作(財産)権」を著作者以外の人が 持っている場合もあります。

著作者の権利

2

「著作者人格権」とは、著作物をどう公表するか・著作者 の氏名を表示するかを決める権利、著作物の内容を他の人 に勝手に変えられない権利といった、著作者の名誉や評価 を守る内容となっています。そして著作者が生きている限 り「著作者人格権」は著作者が保有しつづけます。

さらに著作者は、第三者に著作物の利用を許可することができます。これを「利用許諾」といいます。その場合は利用範囲、つまり具体的に「どんな媒体にどの期間、どのように使うのか」を明確に決める必要があります。それによって著作者への報酬金額も変わってくるからです。

イラストやキャラクターを使う範囲や扱い方、展開などを許諾するのは著作権を 持つ著作者です。著作者から許諾を得る場合には、必要に応じた契約を交わさな ければならず、契約に伴って料金が発生します。

弊社ご依頼時にかかるイラストやキャラクターの料金

- ■キャラクターの基本料金に含まれる範囲 = ●
- ■イラストの基本料金に含まれる範囲 = ●

• •	ある媒体で使用したい。	著作物の利用許諾に対する料金が発 生します。
	他の媒体でも使用したい。	追加する媒体ごとに利用許諾として 二次使用料 (追加料金)が発生します。
•	広い媒体で制限なく自由に 使いたい。	著作(財産)権の譲渡契約と、それ に伴う料金が発生します。
	ポーズ展開や色の変更など を、著作者ではない第三者 に制作させたい。	著作者が「著作者人格権を行使しない」という契約と、それに伴う料金が発生します。
	新たな著作物(二次的著作物/動画・ぬいぐるみ・グッズなど)を作りたい。	利用許諾、もしくは著作(財産)権 の中の「翻案権」の譲渡契約と、そ れらに伴う料金が発生します。

Q1 イラストをいろいろな媒体で使っていきたいのだけど…

- ●あらかじめイラストを使用する媒体の範囲を確定のうえ、ご依頼いただくと円滑です。それを考慮した上でのお見積もりをご提示し、条件に合うイラストレーターを探すことができます。
- ②とはいえ納品されてから「やっぱり他の媒体でも使いたい」ということもある と思います。その場合は、追加される媒体ごとに二次使用料をお支払いいただい た上で、ご使用いただけます。

ただし当初の予定にはなかった媒体での利用の許諾は、イラストレーター(著作者)の判断となります。最初のご依頼時の媒体では使って良いと考えていても、新たな媒体では使って欲しくない、とイラストレーターが判断すれば、ご使用いただくことができません。弊社イラストプロデューサーも、極力お客さまのご要望が叶えられるようイラストレーターとの交渉に励みますが、最終判断を弊社がすることはできませんので、それも踏まえて、**①**のように、なるべく最初にお伝えいただくことをお勧めいたします。

❸他にもこんなご要望もあります。「媒体ごとにその都度、二次使用料を払うのではなく、もっと広く自由に使いたい」

その場合は、ご利用の範囲を広げられる「利用許諾契約」を結んでいただくか、「著作(財産)権を譲渡する」という考えがあります。いずれの方法でも、追加費用がかかり、契約を結ぶかどうかはイラストレーター(著作者)の判断によるということをご承知おきください。

Q2 キャラクターにも媒体の制限があるの?

キャラクターはその性質上、企業さまや商品、サービスの顔として様々な媒体で使用すると想定して、「著作(財産)権の複製権を譲渡する」前提での契約となるため、ご安心してお使いいただけます。多くのイラストよりも価格が高いのは、開発費だけではなく、権利の一部を譲渡する料金も含まれているからです。

Q3 著作権譲渡契約をしたら、イラストやキャラクターを使って、 ぬいぐるみやグッズを自由に作って販売できる?

著作権の中のどの権利を譲渡したかによって、お客さまが自由に使える範囲は異なります。「著作(財産)権譲渡」契約を交わした際に明記されていなければ、

「翻案権(既存の著作物に依拠した上で新たな著作物を創作する権利)」や「二次的著作物(翻案により創作された著作物)の利用に関する原著作者の権利」は、著作者に残っているものと推定されます。

ぬいぐるみやグッズなど二次著作物を作りたい場合には、著作者の許可が必要です。「自由に作って販売」となりますと、著作権の中の「翻案権」「二次的著作物の利用に関する原著作者の権利」を譲渡する契約が必要になってきます。 いずれにしても、ご要望の内容に応じた料金が発生します。

著作権譲渡契約をしたらイラストやキャラクターを 04 自由に改変(ポーズや雰囲気、色を変えるなど)できる?

残念ながら、著作権譲渡契約だけでは改変はできません。なぜなら著作者には 「著作者人格権」という権利が与えられていて、これは法律で譲渡できないもの とされているのです。(P4「イラストやキャラクターにおける著作権に含まれる 権利」をご参照ください)

著作者人格権とは、著作者が自分の著作物に関して、人格的な利益を守ることの できる権利です。具体的には以下になります。

[公表権]

未公表の著作物 を無断で公表さ れない権利

[氏名表示権]

著作物を公表す る際に著作者名 の表示方法を決 定できる権利

[同一性保持権]

著作物の内容・ 題号を意に反し て改変されない 権利

[名誉声望保持権]

著作物を自分の名 誉や声望を害する ような方法で利用 されない権利

O5 イラストやキャラクターのポーズ違いを作りたい!

弊社にご発注いただいたイラストやキャラクターを新たな媒体で広げていく場 合、さらに新しいポーズが欲しくなるかもしれませんね。

●そのような時には、弊社に追加のご依頼をください。著作権を持っているイラ ストレーターに展開してもらいます。そのイラストやキャラクターの個性を一番 知っている制作者に描いてもらえば安心です。さらに、著作者自身が描くことに なりますので権利面での心配もありません。

②「著作者ではなく第三者(他のイラストレーター)に新たな展開を描いてもら いたい」。様々な事情があって、そのようなケースがあるかもしれません。 そんな時は、下記のようなSTEPで、「著作者は著作者人格権を行使しない」(著 作者人格権の不行使特約)という新たな契約を結ぶことで、第三者による改変が 可能になります。

> STEP 4 キャラクター

のポーズ違いの 制作を依頼



イラストやキャラクターを ご発注くださったお客さま



第三者である イラストレーター

STEP I キャラクター の制作を依頼



弊社プロデューサー

STEP 2 キャラクター の制作を依頼



キャラクターを創作した 著作者であるイラストレーター

荖作格

STEP 3 著作者人格権を 行使しない契約

ただし、その条件に伴い、著作者であるイラストレーターが契約を結ぶかどうか

の判断と、結ぶ場合は追加の料金が発生します。

※以下はイラストだけではなく、キャラクターの場合も同様です。

まず確認すべきことは、著作権を持ったイラストレーターとお客さまが、著作者 人格権を行使しないという契約(著作者人格権の不行使特約)を結んでいるかど うかです。前ページ「Q5」でもご説明したように、この契約を結ばない限り、イ ラストの改変をお客さまのご判断ですることはできません。

後でトラブルにならないように、まずはご確認ください。改変が問題ないことが 確認できましたら、ぜひ弊社にご依頼ください。(私たちからも「著作者人格権の 不行使特約を結ばれているかどうか」を確認させていただく場合がございます。)

弊社が納品した後、さらにそれを改変したり、新たな媒体で使いたい場合、それ を判断する権利は、弊社や弊社が手配するイラストレーターにはございません。 改変(展開)したイラストの著作権も、元々表現された制作者にあります。その ため納品後の著作権関連のご確認は、弊社ではなく著作者の方とお話し合いくだ さい。

弊社では、このようなオーダーの場合、通常の制作費よりも高く設定させていた だいております。著作権が最初からなく、その後「使用範囲が制限できない・改 変される可能性がある」といった理由からです。



Q7 著作(財産)権譲渡や著作者人格権の不行使特約は、 どのイラストレーターとでも交わせるの?

著作(財産)権譲渡の範囲や、著作者人格権を行使するかしないかは、イラストレーターにより様々です。私たちが長年、イラストプロデュースを行なってきて感じるのは、イラストレーターの多くは、著作権譲渡や、著作者人格権の不行使の契約を結びたがらない傾向にある、ということです。それを手放すと、著作者が意図しない状態で使われたり、イラストを展開する際、本来ご依頼いただけるはずの案件を失う結果にもなるからです。

そのため以上のような契約を結んでおきたい、あるいはその可能性がある場合は、ご依頼時にお伝えいただくことが一番です。

弊社があらかじめお客さまのご要望を叶えられるイラストレーターを手配いたします。(条件に合うイラストレーターの人数が減り、タッチも限られてしまうことはご了承くださいませ)

Q8 権利面の調整はせず、 イラストレーターの選択肢を広げるにはどうすればいい?

著作権譲渡を良しとするイラストレーターだけではなく、お客さまのご要望に応じた様々なタッチのイラストレーターを広くご紹介させていただくには、著作権譲渡や、著作者人格権の不行使の契約などは行わず、次の方法をお勧めします。

[発注前に展開される媒体や掲載期間などがお分かりの場合]

その条件や範囲に沿った使用許諾の範囲でイラストをご購入いただきます。

[ご依頼後に使用したい媒体や期間が増えた場合]

その条件や範囲に沿ったイラストを二次使用としてご購入いただきます。

[弊社から納品したイラストのポーズなどを展開したい場合]

「人格権を行使しない」という契約を結び、著作者とは異なる第三者に制作を依頼 するのではなく、弊社を通して、著作者であるイラストレーターにご依頼・ご購入 いただきます。

つまり、必要な時に必要な分だけのご依頼やご購入をいいただくという形です。 8 ここでは権利のやり取りは発生しておりませんので、使用される範囲以上の料金 を支払わなくて良いというメリットがあります。

Q9 うちの会社の業務委託基本契約書が既に 著作権譲渡を前提としているものなんだけど…

その契約書が調整不可な内容でしたら、その内容で契約を交わさせていただきます。しかしその契約内容の考えに則って対応できるイラストレーターのみのご紹介となりますので、タッチの幅が減ることや、その条件を前提としたお見積もりとなることをご承知おきください。

契約内容の調整が可能な場合は、権利譲渡に関して、案件ごとに協議できる余地がある内容にさせていただくことで、選定するイラストレーターの幅を広げられます。※契約書を拝見した上でご提案させていただきます。

Q10 二次使用料を払ったら、イラストを大きくして使っていい?

二次使用したいというご要望を伺う際、どんな媒体で、どんなサイズで使われる かを確認させてください。

元々納品させていただいたものは、ご利用のサイズに合わせた費用です。それを さらに大きく使ったり、露出度の高い媒体で使う場合、二次使用の料金に影響し ます。

※著作権とは関係ありませんが、後から大きいサイズで使用する際の懸念点は、ビットマップデータで作られたイラストの場合、「解像度(画質)が足りない」恐れがあるということです。ベクトルデータやスキャンのし直しができる原画があれば問題ありませんが、デジタル(Photoshop)で作成している場合、画質を保ったまま大きくすることが難しい場合があります。

そのため最初のご依頼時にご使用になられる最大のサイズでご発注いただく、も しくは、その可能性があることをお伝えいただくことがベストです。

Q11 お願いしたイラストレーターさんに、 同じタッチで、競合他社では描いて欲しくないんだけど…

類似するイラストやキャラクターが、御社の競合で使われていたら、気になりますよね。そのような場合には、あらかじめイラストレーターと「御社での使用期間中は、競合他社で類似タッチの仕事は受けない」という契約を結ぶことも、イラストレーターによっては可能です。イラストレーターにとっては、その制限によって他社からの受注のチャンスを逃すことになりますので、追加費用が発生することをご了承くださいませ。

Q12 ネットで見つけたイラストが気に入った! 同じようなイラストを描いてほしい。

※以下はイラストだけではなく、キャラクターの場合も同様です。

●気に入ったイラストレーターに依頼するのが一番です。イラストレーターの名前や情報をご共有いただけましたら、私たちからコンタクトを取り、様々な代行をさせていただくことが可能です。

②気に入ったイラストが「誰が描いたかわからない…」もしくは「著名すぎてとても依頼できない…」。そういったこともありますよね。そのような場合には、 9イラストタッチを描き分けられるイラストレーターか、違うタッチであっても、雰囲気の合いそうなイラストレーターを手配いたします。

しかし「同じように」にも、限度がございます。例えば並べた時に「似てる」というものを描いてしまいますと、元々の制作者の著作権を侵害したことになる場合もあります。訴えられる恐れもあれば、訴えられないまでも「似ている」と噂が立つと、企業イメージが損なわれることにもなりかねません。

「何を同じようにしたいのか」をしっかり伺って、「似ている」とならないような工夫が必要ですし、慎重に仕上げなくてはなりません。あくまで「同じにはならない」と考えておいていただく方が良いかもしれません。

③「②」のように、著作権侵害にならないためには、やはり「●」か、もしくは 気に入ったニュアンスがある他の個性を持ったイラストレーターを選んでいただ くことをお勧めいたします。

03 summary

著作権ガイドブックをお読みいだき ありがとうございました。 ご依頼のケースに応じてご相談・ご質問いただけますので、 どうぞお気軽にお問い合わせください。

私たちはこれからも 著作権への理解をさらに深めつつ、 お客さまのご希望に沿うイラスト・キャラクターを 全力でプロデュースしてまいります。

コットンズの 著作権 GUIDE BOOK vol.1

発行:株式会社コットンズ www.cottons.co.jp

監修:未来創造弁護士法人 www.mirai-law.jp

発行日: 2021年6月8日

問合せ先: info@cottons.co.jp